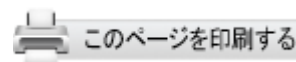


Q&A詳細内容



管理番号:NEXT07328 居宅介護支援-居宅介護支援

Q 令和7年4月以降の利用票や利用票別表に「用具名称（機種名）」や「TAIS・届出コード」の記載が必ず必要か確認したい。

A

ケアプランデータ連携標準様式（提供票連携様式H）で連携を行う場合は必ず記載が必要です。データ連携を行わない場合は、当面の間、空白としても差し支えありません。

参考

「用具名称（機種名）」、「TAISコード・届出コード」の記載について

- 厚生労働省から発出された「介護保険最新情報Vol.1326」において以下の内容が示されました。
「ケアプランデータ連携標準仕様に準じたCSVファイルによりデータ連携を行う場合は記載を行うものとし、データ連携を行わない場合は、当面の間、当該項目を空白として差し支えない。」
【[介護保険最新情報掲載ページ](#)】
- ほのぼのNEXTでは、ケアプランデータ連携を行わない場合、「用具名称（機種名）」や「TAIS・届出コード」の登録がない状態でも、利用票・別表を作成できます。ただし、将来的に記載が必須になる可能性があるため、【福祉用具マスタ】画面での登録を進めていただくことを推奨しています。
登録方法について、詳しくはQ&A「車いすや手すりなど福祉用具の商品にTAISコードを登録したい。」を参照してください。
- 2025年4月改正対応バージョンアップで、ケアプランデータ連携システムでやり取りするケアプラン標準仕様の4.1版への対応を予定しています。
■国保中央会
[ケアプランデータ連携システム](#)



請求事務支援サービスのご案内